

議案第168号

川崎市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市情報公開条例の一部を改正する条例

川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）第33条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

第26条第1項中「個人情報保護条例第33条第3項」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に、「個人情報保護条例第27条第1項に規定する諾否の決定に係る保有個人情報（同条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。）（以下「諾否の決定に係る保有個人情報」という。）」を「保有個人情報（個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下この項及び第3項において同じ。）」に、「又は諾否の決定に係る」を「又は」に改め、同条第3項中「又は諾否の決定に係る」を「又は」に改める。

第33条第1項中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法及び川崎市個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 個人情報保護法施行条例によりその権限に属させられた事項を行うこと。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第 号）附則第4項の規定により従前の例によることとされる保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る審査請求についての諮問に関する事項については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、同条例によりその権限に属させられた事項を川崎市情報公開運営審議会の所掌事務とし、及び個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。